

地域全体での収益力改善・事業再生・再チャレンジの最大化②

中小企業を支援する「公的機関」として全国47都道府県に設置されている中小企業活性化協議会。活性化協議会では、中小企業者の事業再生に向けた支援を行うとともに、再生が困難な中小企業者について、法人整理に向けた助言を実施し、経営者個人については、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理を支援して個人破産を回避するなど、再チャレンジ支援も行っています。



岐阜県中小企業活性化協議会
統括責任者 村瀬 正

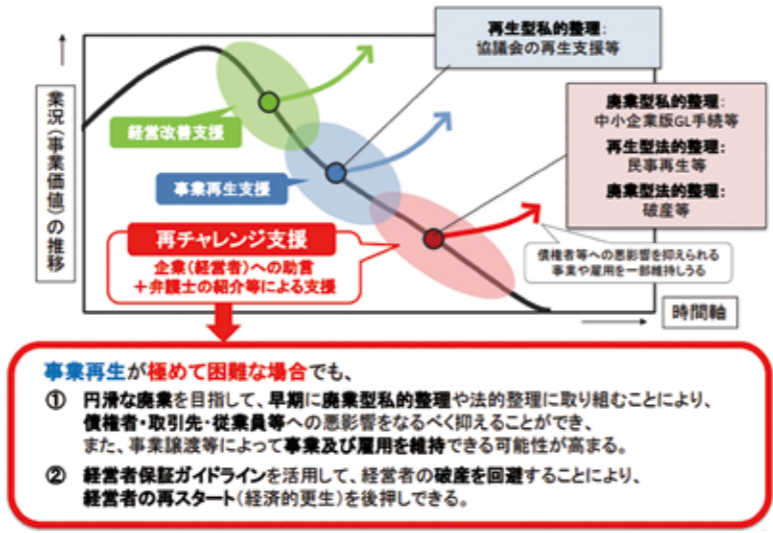
中小企業活性化協議会への相談件数は、令和4年度は過去最高の件数となりましたが、再生計画策定等の9割程度は債務返済猶予であり、中小事業者、金融機関双方が抜本的な事業再生に踏み出すことに積極的となっているとはいえない状況です。一方、ここ最近では、窓口相談、計画策定中あるいは計画策定後に、資金繰り等の問題から会社整理に移行する事業も顕在化してきています。

中小企業活性化協議会の窓口相談では、数日後に資金ショートするなど厳しい資金繰りの状況で面談するケースがよくあります。このような中小企業者のなかには、それまでに経営者の財産のみならず親戚・知人から借りて事業につき込んだり、取引先への買掛金、従業員の給与の支払いが遅延している、破産申立するにもその資金がないなど、経営破綻寸前のギリギリまで頑張っている事例があります。

経営者は、過剰債務等で資金調達が難しく、資金繰りが尽きそうになると廃業の決断に迫られてきます。ところが相当

数の企業がそれを選択できないで悩んでいます。こうした再チャレンジ支援のフェーズでは、早期決断は、事案によっては、私的あるいは法的に整理しつつも、事業や従業員雇用を継続できる可能性も検討できるなど重要ですが、その選択を阻害する要因のひとつに経営者保証があります。なぜなら、法人が破産すると個人も破産せざるを得ないことが多いからです。

もう少し早く、円滑な廃業に向けて動いていたら、破産してもそれほど迷惑をかけず、資金が尽きる前に、事業譲渡先を見つけて事業や雇用の一部でも残せる可能性もあるかもしれません。また、金融債務以外の債権をすべて弁済でき金融債務の一部でも弁済できる財産状況であれば、私的整理手続（中小企業版ガイドライン（廃業型））で、世間に公表されず債務整理もできるかもしれません。加えて、保証債務の解除もガイドライン（経営者保証ガイドライン）に基づく保証債務整理（金融機関から同意をもらいやすくなるかもしれません）。



「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」と「中小企業活性化協議会」

中小企業版ガイドラインによる私的整理手続は、中小企業者のための準則型私的整理手続に関する金融界、産業界のコンセンサスを得たものであり、「再生型」と「廃業型」に分かれます。

これまで債務超過の会社が廃業する場合、法的整理手続である破産、特別清算や裁判所の特定調停などの手続が用いられてきました。中小企業版ガイドライン（廃業型）は、準則型私的整理手続のひとつとして位置付けられ、手続を完了したことが公表されず、破産等による風評被害を防止し、従業員や取引先への影響を少なくすることも検討できるため積極的な活用が期待されています。

廃業型私的整理では、弁護士等の外部専門家の支援を受けて弁済計画を策定し、第三者支援専門家の調査報告を経て、金融機関等の同意を得る手続となります。手続は、すべて弁護士等の民間プレーヤーが関わりますが、活性化協議会では、中小企業版ガイドラインに基づいて事業再生計画（弁済計画）を策定する場合において、それらの費用及び伴走支援費用の補助を行う支援も行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」と「中小企業活性化協議会」

活性化協議会が支援する保証債務整理

中小企業活性化協議会では、中小企業者の収益力改善や事業再生等が極めて困難であると判断した場合には、相談企業にその旨を伝え、必要に応じて、円滑な廃業等に向けた助言を行うとともに、廃業の方針や廃業の手続の進め方等に関する助言や、廃業型私的整理手続において作成される弁済計画の補助も行っています。

また、中小企業者について法的整理手続が申し立てられた等の事情により、保証人の保証債務のみの整理を行う必要があると判断した場合には、保証人にその旨を伝え、必要に応じて、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を支援しています。

令和3年6月に公表された「成長戦略実行計画」を受け、中小企業者の事業再生・事業廃業に関し、令和4年3月に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下、中小企業版ガイドライン）が公表されました。また、平成26年2月に、「経営者保証に関するガイドライン」が運用開始されて以降、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」では、倒産時は、「二体型」と「単独型」に分けられます。一体型とは、法人の債権放棄等の再生計画を策定する手続と同時に保証債務を整理する手続です。一方、単独型とは、法人が破産等法的整理で処理されるものの、保証債務は、経営者保証に関するガイドラインに基づき保証債務を整理するもので、活性化協議会では、代理人弁護士が策定した弁済計画に、活性化協議会が選定した弁護士が調査報告書を策定し、協議会スキームで金融機関に同意を要請します。

一般的に、法人が破産するケースでは経営者自身も保証債務を弁済できず破産することがあります。活性化協議会による保証債務整理は、法的手続きによらず、経営者保証に関するガイドラインに基づく私的整理を行うもので、法的破産に比べ、保証人の信用情報機関への事故情報登録が回避できることや、一定の経済合理性が認められる場合は、自由財産（99万円以下の現預金）に加え、中小企業の安定した事業継続や事業清算後の新たな事業の開始等に向けたインセンティブとして、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産として含めることができる可能性があります。

岐阜県では、令和3年度以降、単独型の保証債務整理が浸透し、現在も数多くの保証債務の整理を支援しています。